

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

短期給付制度の改正について (通知)

地方公務員等共済組合法施行令の一部改正により、公立学校共済組合の短期給付制度が下記のとおり改正されましたので、貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

記

出産費等の見直し (令和5年4月分娩分から)

出産費が40万8千円から48万8千円へ引き上げられました。

これに伴い、共済組合からの給付額の内訳は、次の表のとおりです。

【改正前】 令和5年3月分娩分まで

【改正後】 令和5年4月分娩分から

| 産科医療補償制度 | 出産費 ① | 加算額 ② | 給付額 ①+② | | 産科医療補償制度 | 出産費 ① | 加算額 ② | 給付額 ①+② |
|----------|----------|----------|------------|---|----------|----------|----------|------------|
| 適用分娩の場合 | 40万8千円 | 1万2千円 | 42万円 | ➡ | 適用分娩の場合 | 48万8千円 | 1万2千円 | 50万円 |
| 非適用分娩の場合 | 40万8千円 | 0円 | 40万8千円 | ➡ | 非適用分娩の場合 | 48万8千円 | 0円 | 48万8千円 |

※ 加算額(②)は、産科医療補償制度適用分娩の場合(当該制度に加入している医療機関等で在胎週数22週以降に出産(死産を含む。)した場合)に、出産費(①)に加算して支給する。

【参考】産科医療補償制度

産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償等を行う制度である。補償金の財源は分娩医療機関等が支払う掛金であり、運営組織は公益財団法人日本医療機能評価機構である。この掛金は、分娩費用として分娩医療機関等が妊産婦へ負担を求めているが、妊産婦が加入する医療保険者(共済組合等)から給付される出産費に掛金相当額が加算して支給されるため、実質的な負担は生じない。

〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
公立学校共済組合鹿児島支部
年金給付係 担当 山下
TEL: 099-286-5206
FAX: 099-286-5663

※ 県立学校における本文書の文書管理表上の
分類記号: 「B-7-2 (共済組合)」